

令和2年度

熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会

中間報告書（案）

令和2年5月27日

熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会

1. はじめに

近年、熱中症による搬送者数が著しい増加傾向にあり¹、国民生活に大きな影響を及ぼしている。気候変動の影響を考慮すると、今後も、熱中症により1,500人以上が死亡した平成30年の夏のような災害級とも言える暑さが懸念され²、熱中症対策は気候変動への適応の観点からも極めて重要である。

これまで、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数(WBGT)によって国民に注意を呼びかけられてきており、「熱中症」への対策についての国民の意識は高まってきていると思われる。しかしながら、熱中症による死亡者数や救急搬送者数は引き続き多い状態が続いていることから、国はどのように情報を発信し、国民の効果的な予防対応行動に繋げるかが課題となっている。

このような背景を踏まえ、環境省及び気象庁は連携し、熱中症の予防対策に関する情報を国民に向けて効果的に発信することで、国民への注意喚起を強化し、熱中症予防のための行動に繋げることを目指すこととした³。

このため、「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」(以下、検討会)において、熱中症予防対策に係る効果的な情報発信についての詳細の検討を行っている。これまでの検討を踏まえ、今般、先行実施にあたり、中間的なとりまとめを行った。

2. 環境省及び気象庁における取組の概要

環境省・気象庁が連携して、国民に向けた熱中症の予防と対策に関する情報を効果的に発信するために、環境省の「暑さ指数(WBGT)」(熱中症救急搬送者数との高い相関がある)と気象庁の「高温注意情報」(確立された伝達経路を持つ)の両者の強みを活かした新たな情報発信を行っていくこととされている。

この情報発信について、令和2年度夏(7~10月)は一部地域(関東甲信地方の1都8県(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県))で「高温注意情報」の発表基準を暑さ指数に換え、「熱中症警戒アラート(試行)」(以下、アラート)として先行実施を行い(関東甲信地方以外については従来の気温を基準とした高温注意情報を継続)、その検証を踏まえ、令和3年度からは高温注意情報に代えて、新たな情報として全国で本格運用される予定である。

¹ 2010年以降毎年5万人程度で推移していたところ、2018年には9万5千人超、2019年には7万1千人超の搬送者数が報告されている。(消防庁報告より)

² 令和元年夏の熱中症による死者は1,100人以上と報告されている。(厚生労働省人口動態統計より)

³ 令和2年3月13日付の環境省及び気象庁の報道発表資料より。

3. 熱中症予防対策に係る効果的な情報発信について

熱中症予防対策に資する効果的な情報発信について、第1回及び第2回の検討結果は以下のとおりである。

(1) 基本的な考え方

熱中症予防対策に資する新たな情報発信であるアラートについては、以下のような考え方を踏まえ、検討を進めることが適当である。

- 熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、アラートが、その危険性に対する国民の「気づき」を促し、予防対応行動に繋がるものとなるよう設計する必要がある。
- 熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、効果的にアラートが活用されるよう、適切な頻度となるよう設定する必要がある。頻繁にアラートが発表されると、国民に慣れが生じ、かえって国民の予防対応行動に繋がらないおそれがあることから、真にアラートが必要な時に限って効果的に発表されるべきである。
- アラートについて周知する際には、アラートを受けてどのような予防対応行動をとるべきかについての情報も、併せて周知する必要がある。その際、情報の受け手によってアラートが発表された際に取りべき行動は異なることから、受け手の特性に応じた配慮も必要である。
- アラートは、受け手が理解しやすい内容となるよう、呼びかける内容や伝える内容を単純化する、具体的に取りべき予防対応行動を含める、名称や色づかいをわかりやすいものとする、等の工夫を行う必要がある。
- 熱中症対策については、アラートだけでなく、環境省や各主体が測定する「暑さ指数」や、他の様々な情報と組み合わせて、より一層推進することが重要である。
- 国民や様々な関係団体（特に学校関係や医療・保健・福祉関係）に情報が届き、実際の対策に結びつくように、関係省庁、自治体、報道機関、その他民間企業等アラートの周知や活用について協力いただくよう呼びかける必要がある。

(2) 今夏の先行的実施（関東甲信地方（1都8県））と検証

令和2年7月から関東甲信地方（1都8県）で予定している今夏の先行的実施については、以下のような形で進めることが適当である。

(ア) 発表概要（運用方法等）について

- 令和2年度夏においては、これまでの高温注意情報の発表基準を暑さ指数に換え、「熱中症警戒アラート（試行）」として先行的に情報発表を実施する。

- 1都8県内のいずれかの環境省の暑さ指数算出地点で暑さ指数が33℃以上となることが予想された場合に、当該都県を対象にアラートを発表する。
- アラートの発表基準は暑さ指数33℃以上としても、暑さ指数31℃以上における熱中症の危険性について、引き続き国民に注意を促す必要があることから、国民にアラートが出なければ安全と誤解をされることのないよう、引き続き従来の取組を最大限活用し、効果的な熱中症予防・対策の周知に努める。
- アラートは都県単位で発表し、該当都県内の主な環境省の暑さ指数の算出地点ごとに予想される暑さ指数も参考に情報提供する。その際は、国民のわかりやすさも重視する（例えば「℃」の表記を取るなど工夫する）。
- アラートは報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道されることを想定し、前日17時及び当日朝5時に最新の予測を元に発表する。
- アラートは熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとするべきであることから、頻繁に発表・解除を繰り返すと情報の効果を損ねるため、一度発表したアラートはその後の予報が変化し基準を下回っても取り下げない。

(イ) 情報発表時の国民の日常生活・運動における行動例について

- アラートが発表された際に国民がどのような行動をとるべきか、例を示し、事前に周知する。行動例を整理し、ホームページで示すだけでなく、自治体や報道機関を通じた周知をお願いする等の取組に努める。

(ウ) 検証について

- 協力をいただける自治体や団体等とも相談をしながら、熱中症予防対策に関する住民等へのアンケートやヒアリングを行い検証に役立てる。
- 令和2年度の先行的実施は関東甲信地方のみで実施するが、令和3年度の全国展開を見据え、他地域についても暑さ指数等のデータの分析や検証を行い、各地方におけるアラート発表基準等の検討に役立てる。

(3) 今後の検討課題（令和3年度からの全国展開を見据えて）

令和3年度からの全国展開を見据えて、今後検討を続けていくべき課題には次のようなものがあると考えられる。

(ア) 発表概要（運用方法等）について

(i) アラートの発表基準

- 季節（梅雨明けの時期等）や地域特性（例えば北海道と沖縄の差等）、暑さの持続時間／日数／変化率等を考慮した指標については、今後の検討課題とする。
- アラートの対象とする地域単位について、都道府県単位よりも細かい単位を設定することについては、その実現可能性や情報の受け手に対する効果も加

味し今後の検討課題とする。

- 適中率や補足率⁴を上げるための方法については、引き続き検討する。

(ii) アラート発表のタイミング

- アラートを発表するタイミング（先行実施では、前日17時と当日朝5時）については、先行実施を踏まえ引き続き検討する。
- 当日の実況値に基づくアラートの発表については、その必要性も含め、予防対策の効果を確かめたうえで今後の検討課題とする。

(iii) アラートを発表する際に呼びかける内容

- アラートを発表する際に呼びかける内容については、先行実施の検証を踏まえ、令和3年度に向けて引き続き検討する。
- 高齢者や子供、障害者等の熱中症のリスクが高い方等に対する配慮については、今後の検討課題とする。

(iv) 情報の伝達方法・経路について

- 名称や色づかい等については、情報の受け手である国民が理解しやすいものとなるよう、令和3年度からの全国での本格実施に向け、引き続き検討する。
- アラートの伝達については、各種団体に協力を呼びかけ、メールやアプリ、ホームページ、デジタルサイネージ等の様々な媒体を活用することが望ましい。具体的な方法については引き続き検討する。

(イ) 情報発表時の国民の日常生活・運動における行動例について

（アラートの発表をどのような国民の予防対応行動につなげるか）

- アラートが発表された際に国民がどのような予防対応行動をとるべきかに関する情報の内容や周知方法については、令和3年度の本格実施に向けて、先行実施も踏まえ、関係省庁や自治体等とも相談をしながら、引き続き検討する必要がある。

4. 最後に

環境省及び気象庁には、本報告書を踏まえ、令和2年度の先行実施にしっかりと取り組んでいただきたい。本検討会では、秋以降にその状況を踏まえ、令和3年度からの本格運用に向けた検証を行っていききたい。

⁴ 適中率は、アラート発表時に熱中症による救急搬送が多く発生した割合。捕捉率は、救急搬送が多く発生した時にアラートを発表していた割合。

「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」

1. 構成員等

(委員) (敬称略。五十音順。◎は座長。)

朝比奈徳洋 株式会社セレスポ執行役員事業支援部副部長

井田 寛子 気象予報士

井上 保介 総合大雄会病院副院長救命救急センター救命救急科

小川 謙司 東京都環境局地球環境エネルギー部長

◎小野 雅司 国立環境研究所環境リスク・健康研究センター客員研究員

川原 貴 日本スポーツ協会スポーツ医・科学専門委員会委員長

小林 教子 熊谷市 市民部長

日下 博幸 筑波大学計算科学研究センター教授

戸田 芳雄 学校安全教育研究所 代表

中井 誠一 京都女子大学名誉教授

橋爪 尚泰 日本放送協会報道局災害・気象センター長

堀江 正知 産業医科大学産業生態科学研究所所長 教授

松尾 良太 一般社団法人日本イベント産業振興協会常務理事(兼)事務局長

松本 吉郎 公益社団法人日本医師会 常任理事

松本 孝朗 中京大学スポーツ科学部スポーツ健康科学科教授

三宅 康史 帝京大学医学部救急医学講座教授・附属病院救命救急センター長

目々澤 肇 東京都医師会理事(目々澤醫院院長)

(事務局)

環境省、気象庁

2. 令和2年度開催状況

- 第1回 4月22日(水) 13:30-15:30 ウェブ開催
- 第2回 5月27日(水) 15:00-17:00 ウェブ開催